

## 指定調査機関現況報告書

環境大臣  
〇〇地方環境事務所長  
〇〇県知事

殿 …報告先が環境省本省の場合  
殿 …報告先が各地方環境事務所の場合  
殿 …報告先が都道府県の場合

} いずれかを記入。

以下のとおり当機関の現況を報告します。

令和2年 ××月 ××日

報告者 東京都千代田区霞が関×-×-×

株式会社土壌商事

代表取締役社長 土壌 太郎

### 【記載にあたっての留意事項】

- ・本現況報告書において、「法」とは「土壌汚染対策法」、「省令」とは「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令」のことを指します。
- ・本現況報告書の記載にあたり、記載を別紙とすることはできません。また、万一、行が不足する場合は、その旨を申し出てください。
- ・本現況報告書の記載時点は、令和2年10月1日現在とします。

指定年月日	平成××年××月××日		指定調査機関名	株式会社土壌商事								
指定番号	2012-×-×××											
法人番号(13桁)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
HPアドレス	http://www.dojo-shoji.×××××											
連絡先	所属部署	株式会社土壌商事 本社 土壌環境事業部										
	郵便番号	YYY-YYYY	住所	東京都千代田区霞が関×-×-×								
	氏名	報告 一郎	TEL	YY-YYYY-YYYY	FAX	YY-YYYY-YYYY						
	メールアドレス	YYYYYYYYYYY@YYYYYYY										

### 【留意事項】

- ホームページアドレスは会社のトップページのアドレスを記載すること。
- 上記連絡先は、今後、環境省が指定調査機関に対して行うメール等による通知、連絡及び書類送付等の宛先となる。このため、メールアドレスは極力変更がないアドレスを記入すること。



## 3. 土壌汚染状況調査等を行う事業所

No.	事業所の名称	郵便番号	所在地(住所)	電話番号	業務を行う都道府県
	例) 本社	100-0000	東京都千代田区霞が関X-X-X	YY-YYYY-YYYY	12,13,14
1	本社	100-000	東京都千代田区霞が関×-×-×	YY-YYYY-YYY	全
2	関東支店	300-000	埼玉県さいたま市中央区新都	YY-YYYY-YYY	8,9,10,11,12,13,14
3	東北支店	900-000	宮城県仙台市青葉区本町×-×	YY-YYYY-YYY	2,3,4,5,6,7
4					
5	<b>【注意事項】</b> 事業所の登録の内容を変更する場合は、「変更届出書」の提出が必要となる(ただし、市町村合併により所在地(住所)が変更となった場合は不要)。 詳細は、「土壌汚染対策法に規定する指定調査機関に係る指定等の手引き(平成30年3月版)」( <a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/shitei/index.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/shitei/index.html</a> )のp16「土壌汚染対策法第35条に基づく事務所の名称等の変更の届出」を参照。 なお、現時点での登録の内容は環境省ホームページ(以下アドレス参照)に掲載されているので、掲載内容について確認を行うこと。 (掲載アドレス) <a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html</a>				
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

## 【記載要領】

i. 「事業所の名称」から「業務を行う都道府県」までの欄は、令和2年10月1日現在、届け出ているすべての事業所について記載すること。

※環境省HP「指定調査機関の一覧」：<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html> 参照。

ii. 「業務を行う都道府県」の欄は、事業所毎に下記のコード番号から該当する番号を記載すること。

## ＜土壌汚染状況調査等の業務を行う都道府県コード＞

1	北海道	11	埼玉県	21	岐阜県	31	鳥取県	41	佐賀県
2	青森県	12	千葉県	22	静岡県	32	島根県	42	長崎県
3	岩手県	13	東京都	23	愛知県	33	岡山県	43	熊本県
4	宮城県	14	神奈川県	24	三重県	34	広島県	44	大分県
5	秋田県	15	新潟県	25	滋賀県	35	山口県	45	宮崎県
6	山形県	16	富山県	26	京都府	36	徳島県	46	鹿児島県
7	福島県	17	石川県	27	大阪府	37	香川県	47	沖縄県
8	茨城県	18	福井県	28	兵庫県	38	愛媛県		
9	栃木県	19	山梨県	29	奈良県	39	高知県		
10	群馬県	20	長野県	30	和歌山県	40	福岡県	全	全国

## 4. 技術管理者の選任の状況

No.	氏名	技術管理者証の 交付番号	技術管理者証 の有効期間の 満了年月	令和2年度 更新	配置事業所No.	雇用状況
	例) : 調査 一郎	第*****号	令和***年****月	○	1	①
1	調査 一郎	第*****号	令和***年****月		1	①
2	技術 二郎	第*****号	令和***年****月		2	①
3	建設 四郎	第*****号	令和***年****月	○	3	③
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

## 【記載要領】

- i. 「技術管理者証の交付番号」の欄は、省令第5条第1項の規定により交付された技術管理者証の番号(※第\*\*\*\*\*号)を記載すること。
- ii. 「技術管理者証の有効期間の満了年月」の欄は、交付されている技術管理者証が満了する年月を記載すること。なお、技術管理者証の更新手続き中の場合は、更新前の満了年月を記載すること。
- iii. 「令和2年度更新」の欄は、技術管理者証の更新手続き中又は令和2年度中に手続き予定の場合、○印を記載すること。
- iv. 「配置事業所No.」の欄は、「3. 土壤汚染状況調査等を行う事業所」で記載した事業所の「No.」を記載すること。
- v. 「雇用状況」の欄は、以下から該当する番号を記載すること。
  - ① 自ら採用・雇用した正社員等である場合(ただし下記②を除く)
  - ② 上記①のうち、再雇用、再任用等による常勤者
  - ③ 上記以外の出向者等である場合

## 5. 情報開示の状況

情報開示の実施状況	①又は②を選択した場合	情報開示を実施している ホームページアドレス	
③			
④を選択した場合	③を選択した場合	情報開示の方法	その他の方法
情報開示の予定		①	
		ホームページで情報開示をしない理由	その他の理由
③を選択した場合		③	×××××のため。
情報開示を実施しない理由		その他の理由	

環境省では情報開示を推奨している。

「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン(新改訂版)平成30年3月」([http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man/gl\\_disc-qc/1\\_full.pdf](http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man/gl_disc-qc/1_full.pdf)) (以下「ガイドライン」という。)を参照のこと。

## 【記載要領】

i. 「情報開示の実施状況」の欄は、以下より該当する番号を記載すること。

- ① 自らのホームページでガイドラインに沿った情報開示を実施している場合
- ② 自らのホームページでガイドラインとは異なる様式で情報開示を実施している場合
- ③ ホームページ以外の方法で情報開示を実施している場合
- ④ 情報開示を実施していない場合

ii. 「情報開示の実施状況」で①又は②を選択した場合、「情報開示を実施しているホームページアドレス」の欄は、会社のトップページではなく、情報開示をしているホームページアドレスを記載すること。環境省ホームページにおいて、当該アドレスにリンクさせることとなる。

なお、「B. 調査の実績」は平成29年度～令和元年度(3年分)のものへと更新しておかれない。

※毎年、当該情報開示のホームページ更新の際に環境省ホームページとのリンクが切れるケースが多くみられるため、当該アドレスは、毎年同じアドレスにしておくこと。

iii. 「情報開示の実施状況」で③を選択した場合、「情報開示の方法」の欄は、以下の番号から選択し、記載すること。また、最新の情報開示内容を本報告書とともに1部提出すること。

- ① 依頼があれば情報開示している
- ② パンフレット等に記載している
- ③ その他(その他の方法欄に記入してください)

iv. 「情報開示の実施状況」で③を選択した場合、「ホームページで情報開示をしない理由」の欄は、その理由としてもっとも当てはまる理由を以下の番号から選択し、記載すること。

- ① 不特定多数による閲覧を避けるため
- ② 情報の更新に手間がかかるため
- ③ その他(その他の理由欄に記入してください)

v. 「情報開示の実施状況」で④を選択した場合、「情報開示の予定」の欄は、以下の番号から選択し、記載すること。また、別紙の情報開示項目の様式に記入の上、本報告書とともに1部提出すること。

- ① 3カ月以内に情報開示を行う予定
- ② 半年以内に情報開示を行う予定
- ③ 情報開示を行う予定はない

※今後、ホームページにより情報開示を行った場合は、環境省ホームページにリンクするため、環境省土壌環境課に連絡をお願いしたい。

vi. 「情報開示の予定」で③を選択した場合、「情報開示を実施しない理由」の欄は、その理由としてもっとも当てはまる理由を以下の番号から選択し、記載すること。

- ① 法に基づく調査実績がないため
- ② 指定調査機関の廃止を検討しているため
- ③ 情報の集計・更新に手間がかかるため
- ④ 情報開示にメリットを感じないため
- ⑤ その他(その他の理由欄に記入してください)



(2) 条例に基づく土壌汚染に係る調査 (条例・要綱等により調査義務が生じる調査)											
No.	調査の種類	件数	汚染の有無			受注金額 (千円)	調査依頼者 との関係		他社への業務委託状況		
			有り	無し	調査中		関係	件数	委託 内容	件数	
1	試料採取及び分析を伴う 調査	13	6	4	3	12,600	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	13	① ② ③ 合計	3 3	
2	土地利用履歴等の資料等の 調査のみを行った調査	26				4,521					
3	搬出土壌の試料採取・分析 を行った調査	9				5,403	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	2 2 5			
計		48				22,524					
(3) 上記(1)及び(2)以外の土壌汚染に係る調査 (法又は条例により調査義務が生じるもの以外の調査)											
No.	調査の種類	件数	汚染の有無			受注金額 (千円)	調査依頼者 との関係		他社への業務委託状況		
			有り	無し	調査中		関係	件数	委託 内容	件数	
1	試料採取及び分析を伴う 調査	6	1	5	0	4,650	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	2	① ② ③ 合計	2 6 8	
2	土地利用履歴等の資料等の 調査のみを行った調査										
3	搬出土壌の試料採取・分析 を行った調査	9	4	5	0	5,521	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	9			
計		15				10,171					
(4) 下請けとして受注した土壌汚染に係る調査											
No.	下請業務の種類					件数	受注金額 (千円)				
1	土壌試料の採取業務					42	65,400				
2	土壌試料の分析業務					20	36,300				
3	土壌試料の採取業務及び分析業務					63	90,260				
計						125	191,960				

## 【記載要領】

## ＜全般的事項＞

- i. 本項に実績として記載する対象は、令和元年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日)中に受注した土壤汚染に係る全調査(元請だけでなく下請として受注したものも含む)とし、結果報告時期が令和2年度に入ったものも含む。
- ii. 元請として受注した調査は、「(1)－1法に基づく土壤汚染状況調査(法第3条、第4条及び第5条)」「(1)－2法に基づく土壤汚染状況調査(法第16条)」「(2)条例に基づく土壤汚染に係る調査」「(3)上記(1)及び(2)以外の土壤汚染に係る調査」の欄のうち、該当する欄に記載すること。
- iii. 下請として受注した調査は、「(4)下請として受注した土壤汚染に係る調査」の欄に記載すること。なお、(1)～(3)の欄には下請として受注した調査は含めないこと。
- iv. 「件数」は、受注した件数毎にカウントすること(例:1つのサイトで3件の調査を受注すれば3件となる)。
- v. 「調査の種類」毎の件数及び受注金額の集計にあたり、1件で複数の種類を含む案件がある場合は、その主たる内容から判断して、いずれか1つの種類に分類して集計すること。
- vi. 「汚染の有無」において、「汚染有り」とは調査の結果が以下に該当する場合とし、「汚染無し」とはそれ以外の場合とする。なお、調査の結果が確定していない場合は「調査中」とする(「(1)－1法に基づく土壤汚染状況調査(法第3条、第4条及び第5条)」では、地歴調査のみを行っているケースもあることから「汚染のおそれ有り」を選択できることとした。詳細は個別事項を参照すること)。
- 法に規定する特定有害物質による土壤の汚染状態が、区域の指定に係る基準に適合しない場合
  - 油類(ベンゼンを除く)を含む土壤について、対策が必要と判断された場合
  - ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準を満たさない場合
- vii. 受注金額(委託金額)には消費税額を含み、千円未満があるときは百円の位を四捨五入とすること。なお、工事等と一体となって受注した場合は、土壤の調査にかかる受注金額のみ記載すること。
- viii. 元請と下請の区別については、以下によること。
- 元請…土地の所有者等より直接受注した場合
  - 下請…元請以外の場合

## ＜個別事項＞

## 「(1)－1法に基づく土壤汚染状況調査(法第3条、第4条及び第5条)」及び「(1)－2法に基づく土壤汚染状況調査(法第16条)」に係る記載要領

- i. 元請として受注した調査について、1件毎に記載すること。
- ii. 「調査受注時期」の欄は、土地の所有者等より調査を受注した時期を年月単位(例:令和元年10月)で記載すること。「行政への報告時期」の欄も同様(「行政への報告」とは、法に基づく土壤汚染状況調査等の結果報告として、土地の所有者等が都道府県又は法に規定する政令市に対して行った報告のことを指す)。
- iii. 「汚染の有無」の欄は、以下より該当する番号を記載すること((1)－1のみ記載)。④は地歴調査を行い汚染のおそれが確認されたものの、試料採取等は自機関で行っておらず汚染の有無が不明の場合に記載すること。
- ① 汚染有り
  - ② 汚染無し
  - ③ 調査中
  - ④ 汚染のおそれ有り
- iv. 「他者への業務委託状況」の「委託内容」の欄は、以下より該当する番号を記載すること。
- ① 他者へ業務委託していない場合
  - ② 土壤試料の採取業務について他者へ業務委託している場合
  - ③ 土壤試料の分析業務について他者へ業務委託している場合
  - ④ 土壤試料の採取業務及び分析業務について他者へ業務委託している場合
- v. 「他者への業務委託状況」の「委託先」の欄は、以下より該当する番号を記載すること。
- ① 委託先が指定調査機関である場合
  - ② 上記以外である場合
- vi. 「土地の所有者等との関係」の欄は、貴機関からみて土地の所有者等が、以下のうちいずれに該当するかを番号で記載すること。
- ① 貴機関自身
  - ② 貴機関に財務及び事業の方針等の決定を支配されている者(例:会社法上の子会社)
  - ③ 貴機関の財務及び事業の方針等の決定を支配している者(例:会社法上の親会社)
  - ④ ③に該当する者に、財務及び事業の方針等の決定を支配されている者(例:共通の親会社を持つ会社)
  - ⑤ 上記に掲げるもの以外で、貴機関の役員の過半数が現に役員や使用人を務めている者
  - ⑥ 上記に掲げるもの以外で、貴機関の役員の過半数が過去2年間に役員や使用人を務めていた者
  - ⑦ 上記に掲げるもののうち、いずれにも該当しない者

「(2) 条例に基づく土壤汚染に係る調査」に係る記載要領

- i. 「件数」の欄は、元請として受注した調査について、No.1～No.3により区分した調査の種類毎に分類した合計件数を記載すること(ただし、No.1及びNo.3は自動計算となる)。
- ii. 「汚染の有無」の欄は、「件数」の欄に記載した合計件数を、汚染有り、汚染無し、調査中の区分毎に振り分けて集計した件数を記載すること(「件数」欄＝「有り」欄＋「無し」欄＋「調査中」欄となる)。
- iii. 「受注金額」の欄は、合計の受注金額を記載すること。
- iv. 「調査依頼者との関係」の欄は、貴機関からみて調査依頼者が、上記(1)の「土地の所有者等との関係」の欄の記載要領における①～⑦の関係毎に、件数を記載すること。なお、この件数の合計と調査の種類毎の合計は同じでなければならない。
- v. 「他者への業務委託状況」の「委託内容」の欄の①～③とは以下のとおりであり、「件数」の欄は該当する番号毎に、他社へ業務を委託した調査についての件数を記載すること。
  - ① 土壤試料の採取業務について他者へ業務委託している場合
  - ② 土壤試料の分析業務について他者へ業務委託している場合
  - ③ 土壤試料の採取業務及び分析業務について他者へ業務委託している場合

「(3) 上記(1)及び(2)以外の土壤汚染に係る調査」に係る記載要領

上記「(2) 条例に基づく土壤汚染に係る調査」に係る記載要領と同様の要領で記載すること。

「(4) 下請として受注した土壤汚染に係る調査」に係る記載要領

- i. 「件数」、「受注金額」の欄は、上記「(2) 条例に基づく土壤汚染に係る調査」に係る記載要領と同様の要領で記載すること。